

## 盛岡市議会インターネット等中継業務委託 システム概要等

### 1 システムの概要

盛岡市議会の本会議及び各委員会の審議状況等についてインターネット等を通じて中継するため、議場及び委員会室内にビデオカメラ等の撮影機材を設置し、議会事務局内に配置するエンコード端末によりストリーミングデータ化を行う。一般的なOS及び当該OSの上で動作するWebブラウザによって視聴可能なストリーミング形式とし、ライブ中継とVOD中継を行う。

なお、庁内配信についてはライブ中継のみを行うこととし、モニターへの配信と、専用サーバによる庁内ネットワークを用いた配信を行う。

中継業務の実施においては、受注者が運用する議会中継システムを活用するものとし、発注者の指示により盛岡市議会用にカスタマイズすること。システム構成等については、別添1「盛岡市議会インターネット等中継システム概要図」を参考に、必要な機器、機材、配線、ソフトウェア等を調達し、適切に設置、調整、管理運用を行うこと。

### 2 業務内容

盛岡市議会の本会議等の審議状況について、次のとおりライブ中継及びVOD中継を行うこと。

#### (1) ライブ中継

本会議開会から閉会までの模様を全て中継でき、休憩時間は簡単な操作によりその旨の通知を表示できること。また、議会映像以外のコンテンツも表示できること。

なお、庁内ライブ中継は庁内のモニターへの配信を実施するとともに、盛岡市が整備している庁内LANを通じて職員の端末等へ配信を実施すること。

庁内ライブ中継はいつでも使用できるものとし、委員会の中継は庁内ライブ中継のみとする。

また、インターネットライブ中継に関してはライブ配信を視聴中、シークバーにより数分間の巻き戻し、その後、追っかけ再生が可能であること。

#### (2) VOD中継

蓄積されたライブ中継データを議事日程、発言者名、質疑項目ごとの検索再生ができるよう編集し、発注者の確認・承認後、ポータルサイトへ登録し配信を開始すること。ライブ中継終了後5日以内（土日、祝祭日を除く。）に録画中継用サイトへのアクセスが可能なものとし、4年間（発注者の指示による。）の本会議のVOD中継が視聴できるものとする。記録の削除は発注者に確認の上、定例会及び臨時会単位で行うこと。また、発言の取り消しがあった場合は、発注者の指示に従い該当部分の音声を削除すること。

なお、委員会のVOD中継は当面実施せず、実施時期については発注者の指示に従うものとする。

(3) エンコーダシステム

操作されたカメラからの映像と、既設音響設備からの音声を利用できること。

(4) ストリーミングデータ

データ形式は .H264 (MP 4) 形式とする。

(5) システム使用に伴う保守の実施

定例会及び臨時会等中継開始前に配信点検を実施すること。機器構成及びシステム内容を変更する必要がある場合、受注者は発注者からの指示に速やかに対応すること。この場合、受注者は作業実施後、発注者へ速やかに完了の報告を行うこと。

(6) 議会中継業務の運用及び管理

VOD中継は 365日24時間稼働とし、メンテナンス等で映像配信を一時停止する場合は、あらかじめ発注者に連絡の上、承認を受けること。

(7) バージョンアップ

OSその他ソフトウェア等のバージョンアップに関して、サポート期間の終了に伴い発注者側の使用機器類に関する整備の必要が生じた場合、当該整備に要する経費は、受注者の負担とすること。

(8) アクセス記録

受注者は視聴者からのアクセス管理を行い、視聴アクセスを集計表示できる発注者専用サイトを提供すること。任意の年、月及び集計種別を選択することで24時間以前の視聴アクセスを集計表示すること。

発注者専用サイトはID、パスワードの認証を必要とする。

発注者専用サイトは信頼できる第三者機関より電子証明書を発行されていること。

ライブ配信のアクセス集計表は各時間帯別、主なOS別のアクセス数を月間の日毎に集計すること。

VOD配信のアクセス集計表は各時間帯別、コンテンツ別、議員名別、主なOS別のアクセス数を月間の日毎に集計すること。

サイトに表示された集計表は同じ構成でCSVファイルとしてダウンロードでき、Excel等の表計算ソフトに読み込むことができること。

集計表はブラウザの標準印刷機能で印刷が可能であること。

(9) 配信のレスポンス

インターネット上の映像画面は、視聴者が映像配信ボタンをクリックしてから、5秒以内に動画が動き出すこと。

映像動画は、スクロールバーにより早送り又は巻き戻しができる機能、倍速ができる機能及び時間表示を有すること。

(10) データの納品

受注者は、VOD中継配信サーバに保存された定例会ごとの映像データをDVD等発注者の指示する媒体により、定例会終了後、発注者に納品すること。

なお、臨時会の映像データは臨時会後に開催される定例会の映像データを併せて納品すること。

(11) 利用環境

ア 庁内配信

(ア) 利用端末

既存の庁内LANに接続された端末機 (ファットクライアント 約 2,600台)

(イ) ライセンス

ライブ配信のネットワーク及び配信設備は、200ユーザー程度の視聴を可能とすること。

(ウ) クライアント環境

a Webブラウザ

項目	
Webブラウザ	Microsoft Edge (chromium版) または、Google Chrome
OS	Windows11
CPU	インテルCore i3 2.6GHz/2コア相当
メモリ	4GB以上
回線速度	10Mbps (ベストエフォート) 以上

b ソフトウェア

効率化等の観点から、ソフトウェアのインストールを行う場合には、庁内LANのクライアントPCに影響を及ぼさないこと。なお、実行環境として.NET Frameworkの使用は可とするが、バージョンについては事前に発注者と協議の上決定すること。

c その他

OS、ブラウザ、付帯製品のバージョンアップに随時対応すること。

(エ) ネットワーク環境

WAN	本庁舎 ……	都南分庁舎、玉山総合事務所、若園分庁舎、保健所	1Gbps
	本庁舎 ……	内丸分庁舎、青山支所、中央卸売市場、市立病院	100Mbps

	本庁舎 …… 上記外の施設（支所、出張所、公民館、等）	10Mbps
各庁舎・施設内LAN		100Mbps
VPN 3箇所		100～ 200Mbps
インターネット		100Mbps

#### イ ライブ中継及びVOD中継

##### (ア) 利用端末

インターネット接続利用可能なパソコン若しくはタブレット、スマートフォン等のモバイル端末。

##### (イ) ライセンス

利用するクライアント数に制限がないこと。

##### (ウ) クライアント

a パソコンのOSは、Windows10、Windows11のいずれにも対応すること。

b Webブラウザは、Microsoft Edge、Firefox、Safari、Google Chromeを推奨対応とし、主要なWebブラウザで利用が可能であること。

c タブレット、スマートフォンのOSは、Android14以降、iOS17以降のいずれにも対応すること。

d 利用者が本システムを利用する際には、事前に特別なアプリケーションやプラグイン等のインストールを必要としないこと。

##### (12) その他

配信センター側から本会議場までの接続は受注者が提供する光回線を用い、インターネットなど外部のネットワークとは接続しない閉域網接続構成であること。

各配信センターからインターネットへは異なるISP、キャリアを用い、障害や過負荷への対応が可能な冗長構成であること。

配信センター及び配信拠点は地理的冗長性を考慮し、異なる地域に設置すること。

議会映像配信サイトはユニバーサルデザインを十分考慮してウェブアクセシビリティが確保された画面デザインであること。

議会映像配信サイトは音声ブラウザの利便性も考慮してページの構成にフレーム機能は使用しないこと。

議会映像配信サイトはW3Cの構文チェックをパスすること。機能上、どうしても回避できないことが認識されている場合には、事前に発注者に申告し承認を受けること。

### 3 機器について

#### (1) 議場及び委員会室

議場及び委員会室のカメラ設置位置については、おおむね別添2「中継用カメラ設置位置」のとおりとする。

(7) 議場

議長席・演壇撮影用カメラ1台、議席撮影用（全景・発言議員）カメラ2台の計3台のカメラを設置すること。ズーム・パン・チルトの機能を有し、議員席及び当局席全景を映す画角を有し、議員及び当局職員1名のみを映すことのできる光学ズーム機能を有する、オートフォーカス・カラーカメラであること。カメラ位置は、カメラ操作及びテロップ表示用システムに含まれる操作パネルによりプリセットされているものであること。また、マニュアル操作も可能であること。

なお、配信に使用されていないカメラの操作も可能であること。

(4) 委員会室

議員席撮影用カメラを1台設置すること。オートフォーカス・カラーカメラであること。

(2) 議会事務局

ア カメラ・テロップコントロールユニット、カメラ画像確認用モニター1台を設置すること。また、カメラ操作及びテロップ表示用システムにおいて、全カメラの映像と配信映像が確認でき、同時表示ができること。撮影時には、ワンタッチ操作またはマウス操作により発言議員及び当局職員の映像・議員及び当局職員の情報等が同時に表示されるようプログラム及びデータを入力すること。また、任意に表示が可能であること。

イ カメラの映像信号、議場・委員会室の音声信号のストリーミングデータ化用のエンコーダ一式（設置用ラック等を含む）を設置すること。ただし、テロPPERとの一体も可とする。

ウ ア及びイをカバーする無停電電源装置を設置すること。

エ エンコーダから配信サーバへの接続は、光回線を使用すること。回線工事費用及び回線使用料は、受注者が負担する。

オ バックアップ用BD・HDD一体型レコーダを設置すること。

(3) 市役所本庁舎等

ア 市役所本庁舎及び別館

市役所本庁舎1階市民ホール及び3階第一応接室、議場前及び別館3階委員会室前については、同軸ケーブル経由で配信するデータを、敷設してある端子からモニター出力できるよう調整を行うこと。

イ 都南総合支所及び玉山総合事務所

都南総合支所ホール及び玉山総合事務所ホールについては、庁内LAN経由で配信するストリーミングデータを既設のモニターから出力できるよう機器を設置すること。

(4) 庁内配信

本会議・委員会のライブ中継を庁内LAN経由で配信するためのサーバ等必要機器を設置すること。

(5) 配信サーバ（ホスティング）

システム運用に支障のない機器を用いること。また、内蔵HDDは前述のコンテンツ内容を記録するのに十分な容量を確保すること。

(6) 留意事項

庁舎内での各種工事実施にあたっては、庁舎管理に支障を来すことのないよう発注者と打ち合わせを行うこと。特に、安全対策については、万全の措置を講ずること。また、電源の取り出し、庁内ネットワークへの接続等については、発注者の指示によること。

#### 4 特記事項

(1) 運用にあたり、受注者は、発注者との協議、検討及びヒアリングを十分に実施すること。

(2) 受注者は、映像配信の円滑な運用のために発注者を支援するとともに、調査依頼、資料請求等に対して、迅速に対応すること。

(3) 受注者は、発注者の指示に基づき、ポータルサイト及びコンテンツの制作を行うこと。

なお、ポータルサイトの制作にあたっては、発注者とサイトの構成及び内容等について詳細に協議すること。また、開発後も発注者の意向に沿って、適宜変更すること。

(4) 受注者は、受託業務の履行に伴い、「機器構成図」、「システム構成図」等を作成すること。

(5) 受注者は受託業務の総括責任者及び代行する者を置くこと。総括責任者は、業務実施中に本インターネット等中継業務に従事する者（以下「従事者」という。）を指揮し、発注者との連絡を密にし、遺漏がないようにすること。

(6) 中継時に次の表示を行うこと。

「この議会中継は、盛岡市議会の公式記録ではありません。」

(7) システム構築後は、稼働確認のためのリハーサルを実施し、発注者から承認を得ること。この際、修正指示があった場合は速やかに対応し、発注者の了承を得ること。

#### 5 その他

(1) 本業務の実施にあたり、全て当該業界で標準とみなされ、過去に良好な稼働実績を有する信頼性の高い機器を使用すること。

なお、発注者の了承を得た上で既存機器を引き続き使用することができるものとするが、事故及び障害発生時には、新規機器と同様の復旧対応を行うこと。

(2) エンコード機器、ルータ、配信サーバは、本市LAN環境に対する不正通信やマルウェア感染の原因とならないよう、十分なセキュリティ対策を講ずること。

- (3) カメラ設備やインターネット回線、機器等に係る必要経費等は全て見積に算入すること（機器取り付け調整費、配線及びこれに伴う配管工事・材料費、消耗雑材費、電源工事費、諸経費等）。
- (4) 事故及び障害発生時には、迅速に復旧対応を行うとともに、ライブ中継時においては発注者からの指示によりおおむね1時間以内に復旧対応を行うこと。対応状況については書面で報告すること。また、必要に応じて24時間以内に来庁すること。
- (5) 委託業務に従事する者に対し、委託業務の実施に必要な知識及び技術を習得させるとともに、随時、セキュリティに関する教育その他従事者の資質向上を図る研修を実施すること。
- (6) 受注者は、発注者の管理する建物に立ち入るときは、あらかじめ発注者の許可を得るとともに、発注者の業務に支障を生じさせないこと。
- (7) 契約満了に伴う機器の撤去については、発注者の指示により新たに機器を導入するベンダーの負担によって速やかに行うとともに、新しい機器設置工事との調整を図りながら対応すること。